

第5章

文化財の保存又は活用 に関する事項

1 前橋市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、国指定の文化財が20件、県指定の文化財が56件、市指定の文化財が243件、登録有形文化財が25件、合計344件の指定（登録）文化財が市内各所に広く点在している。

これらの指定文化財は、文化財保護法、群馬県文化財保護条例、前橋市文化財保護条例をはじめ関連法令に基づき保存・管理を行い、必要に応じて所有者・管理者に指導・助言を行ってきた。また、指定文化財の保存・活用の基礎として、文化財の存在や価値などを記した標柱や説明板の整備を進めてきた。今後も適切な保存管理を進めるとともに、整備・活用を推進して、その価値を損なうことなく次世代へと引き継ぐこととする。

一方、各文化財の保存・活用のルールブックとなる保存活用計画について順次策定してきたものの、未策定の文化財が多いのが現状である。引き続き国指定の文化財を中心として保存活用計画の策定を進め、計画に基づき適切な保存管理を維持するとともに、文化財の整備・活用を進める。

未指定の文化財については、建造物や石造物、民俗文化財、近代化遺産など、これまで本市や群馬県などによる悉皆調査を実施しているものの、詳細な調査や価値付けがなされていないものや、植生など分野によっては悉皆調査がなされていないものもある。また、市史の編纂から50年以上が経過し、各文化財を取り巻く状況も大きく変化している。まずはこれまで実施された悉皆調査のデータを取りまとめるとともに、未調査の分野については順次調査を進め、これらのデータをもとに調査・研究を通じて文化財としての価値付けを図る。価値を認めることのできる文化財については所有者との調整のうえ、文化財指定等を行い適切な保存を行うこととする。

本市では文化財の保存と活用に係るマスタープランが策定されておらず、早期の作成が求められるところである。今後本市に所在する未指定の文化財を含めた総合的な把握と、保存・活用の基礎となる「文化財保存活用地域計画」の策定を進めることとする。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

所有者による日常的な管理を補完するため、群馬県で実施している文化財保護パトロールと併せ、市文化財保護指導員による国・県・市指定文化財の定期的なパトロールを実施している。市文化財保護指導員によるパトロールでは、文化財のみならず文化財説明板の管理状況（劣化・毀損等）についても巡査している。これらの報告に基づき、所有者への指導・助言など対応を行ってきた。引き続き市内指定文化財のパトロールを実施するとともに、必要な措置を講じ、文化財の毀損や滅失のおそれが生じる前に対応策を講じることとする。

指定文化財等の修理にあたっては、文化財としての価値の維持を第一として現状修理を基本とする。また、建造物の解体修理など大規模な修理に当たっては、現地詳細調査および資料調査を実施し、新たな知見に基づく文化財価値の再評価に努めることとする。

なお、指定文化財の修理には、保存計画等に基づき、関係機関や専門家との連携を図りながら技術的・財政的支援を行い、適切な文化財の修理を行うものとする。未指定の文化財については、所有者等と協議を行いながら保存のための措置を講じる。

歴史性を踏まえた文化財の整備においては、歴史的真正性を最大限確保するため、過去の調査記録の

活用や類例の調査研究による知見を踏まえるとともに、関係機関との連携や専門家の意見聴取を図り、総合的見地から整備を図るものとする。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用の基礎となる、文化財の所在や価値を記した標柱や説明板の整備を進めてきた。これらの施設の維持・管理を引き続き進めるとともに、必要に応じて修理・再整備を行うこととする。また、誘導サインや位置サインの整備を進め、身近に文化財に触れるこことできる環境整備を行う。

本市における文化財の保存・活用を行うための施設としては、柏川歴史民俗資料館や総社歴史資料館、蚕糸記念館、大室はにわ館があり、各地区の歴史や文化についての展示や、大室古墳群・養蚕の歴史といった、施設ごとに特色を持たせた展示を行っている。この他文化財保護課ロビーや各地区公民館などでミニ展示を行っている。各施設では特色を生かした展示を行って有機的な連携を図っている。これらの施設がサテライト施設として、一層の機能を発揮するためには、通史的に本市の歴史や文化を概観できる中核的な施設が求められる。既存施設の狭小といった課題や考古資料・民俗関係資料の収蔵施設の分散といった問題を解決するためにも、総合的な展示施設の整備や収蔵施設の一元化を目指し、まちの拠点となるような施設整備を検討する。

また、有効利用されていない歴史的建造物や、これまで失われてきた歴史的建造物の移転又は復元についても、まちづくりのアクセントとして活かせるよう、併せて検討する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

市内に所在する文化財は、様々な要素で構成された周辺環境を含めて、その価値や魅力を発揮するものであり、周辺環境の変化は文化財としての価値に影響を与える。文化財等の歴史的資源の価値が損なわれることがないよう周辺環境の保全を図る。

まず、周辺環境の整備については、学習や休憩、買い物ができる滞留拠点施設や駐車場の整備など、単独の施設整備ではなく、まちづくりの視点から複合的な機能が備わった施設を検討する。文化財説明板や各種サインの新築・再整備にあたっては、文化財やその周辺環境と調和したものを設置することとし、周辺環境の保全を図る。

また、景観条例に基づく広瀬川河畔景観形成重点地区の拡張や、レンガ調の建物や大規模養蚕住宅などの特徴的な景観が見られるエリアにおいて建築物の意匠に関するガイドラインを定め、これに基づき良好な景観づくりを行う。

さらに、景観法や都市計画法、本市独自の条例等による規制や制度の活用を図る。具体的には、屋外広告物や太陽光発電設備の設置について、屋外広告物条例や再エネ条例による一定の規制を検討する。

(5) 文化財の防災・防犯に関する方針

地震や落雷、風水害、火災、盗難などによる有形文化財の毀損や滅失の危険性を低下させるため、所有者や管理者への防災・防犯への注意喚起を促す。災害等が発生した場合には迅速な対応が取れるよう、消防部局と連携して文化財防火データを活用した日常的な備えの取り組みを促す。また、所有者・管理者や消防部局とともに文化財の現状に係る認識の共有化を図り、防災対策の検討、現況の文化財の記録化を進

める。防災対策の検討や耐震診断を通じ、必要となる防災設備については、設置や補強工事に係る支援を行っていく。また、関係機関や専門家、「群馬歴史資料継承ネットワーク（ぐんま史料ネット）」などの各種団体との連携を図り、災害発生時に被災文化財の復旧作業を円滑に進めることのできる体制を整える。

このほか、防犯の観点からも、盗難や汚損等の被害に遭わないよう、防犯設備の設置を推奨するとともに、所有者への意識喚起に努める。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の価値を周知するため、各種文化財のチラシやパンフレットを作成し、資料館などの所管施設にて配布している。また、誰もが気軽に文化財に親しむことができるよう、市ホームページにて文化財情報の発信を行っているほか、本市文化財のポータルサイトである「前橋フィールドミュージアム」を立ち上げ、文化財めぐりコースの紹介のみならず、体系的な文化財の検索機能を設け、位置情報の発信など見学者の利便性向上を図っている。近年では発掘調査の様子なども、若い世代に興味関心を持ってもらえるよう本市ユーチューブチャンネル等で発信している。このほか、総社資料館で提供しているARアプリをさらに発展させ、ARやVR技術を活用することで、歴史的資源がまちづくりの一部として認識してもらえるような情報発信方法を展開するなど、引き続き紙媒体のみならず若い世代がアクセスしやすい電子媒体での情報発信を一層充実させる。

普及・啓発の手法としては、「大室古墳イベント」や「郷土芸能大会」などの各種イベントや、市内小中学校での出張授業などを通じて、文化財を身近に感じることのできる機会を設けるとともに、各資料館での企画展や埋蔵文化財の新出土品展、前橋高崎連携文化財展などを通じて、本市の新たな魅力の普及・啓発に努めるものとする。さらには、年々増加する市民学芸員や継続的に発行している前橋学ブックレットなどの人的、物的資源を有用利用することで、相乗効果を図る。

未指定を含めた無形の民俗文化財については、現在行われている活動を確実に継承していくために、各団体や専門家と連携しながら、活動の継承に必要となる実態調査や記録作成と情報発信等の支援を行う。また、未指定を含めた無形の民俗文化財の活動を支援し、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、保存・継承及び地域の活性化を促進する。特に無形の民俗文化財に関する担い手や後継者の確保、また無形の民俗文化財の伝承の支援を行う。さらに、活動の負担軽減のため、行事や祭礼等で使用する備品の修繕等に係る支援制度を創設する。

観光振興の観点からは、「前橋フィールドミュージアム」に掲載した周遊コースのほか、本市の歴史的風致が存在するエリアをめぐる観光コースを検討する。また、案内板、説明板や、今後、整備を予定しているヒストリックランドマーク（地域の歴史的シンボル）等については、多言語に対応する二次元バーコードを活用するなどし、ユニバーサルデザインに配慮した整備又は改修を検討する。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市内には旧石器時代から中世までを対象とした周知の埋蔵文化財包蔵地が932箇所確認されており、市内ほぼ全域に分布している（「前橋市遺跡分布地図」2013）。

埋蔵文化財包蔵地は、本市文化財保護課などに「前橋市遺跡分布地図」を備え、群馬県ホームページ内の「マッピングぐんま（遺跡・文化財）」でも分布範囲や内容などの概要を知ることができる。直近の状況を踏まえた調整を行うため、埋蔵文化財包蔵地該当の有無については本市文化財保護課への照会を求

め、年間約3千件の事務処理を行っている。

周知の埋蔵文化財包蔵地内における開発行為を行う場合には、文化財保護法第93条または第94条に基づく届出等の提出を求め、事前協議等により可能な限り遺構を破壊することがないよう措置を講じて保護に努める。事前協議・確認調査等にもかかわらず現状での保存が困難な場合には発掘調査による記録保存を図る。また、開発に伴って未発見の包蔵地が確認された場合にも同様な対応とする。

(8) 文化財の保存・活用に向けた市の体制と今後の方針

本市では、文化財の保存及び活用に関する事項を調査研究し、審議を行う機関として、前橋市文化財保護条例に基づき「前橋市文化財調査委員会」を設置している。学識経験者5名（建造物1名、埋蔵文化財2名、自然1名、文献史1名）で構成され、文化財の適切な保存と活用を図っている。

本市文化財保護行政は、教育委員会事務局文化財保護課が所管している。文化財保護係と埋蔵文化財係の2係体制で、それぞれ10名（うち会計年度任用職員2名）と11名（うち会計年度任用職員2名）の合計22名を配置している。専門職員の配置状況は9名（うち管理職2名、会計年度任用職員4名）で、いずれも考古分野である。正規職員では職種としての専門職員は設けておらず、人数もわずか5名（うち管理職2名）である。文化財保護課に求められる市民からの要望も多様化しており、多岐にわたる分野の知識を要する。各種文化財の価値を損なうことなく将来へと引き継ぐためには、専門的な知識を持った職員の配置が必要であり、考古分野のみならず文献史学や建築史、保存科学などの専門職員の配置や、退職職員の再任用、文化財の知見を有する建築、土木技師の養成を検討する。

一方、各種文化財を含めた歴史文化遺産の横断的な活用については、市長部局の文化国際課文化振興係が所管しており、「松平大和守家顕彰祭」などの各種イベントの開催を支援している。また、歴史まちづくりの推進については都市計画課景観・歴史まちづくり係が所管している。各課は相互補完的な役割を果たしていることから、観光部局を含め一層の連携体制の充実を図る。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では多くの文化財保存団体や郷土芸能の保存団体が文化財の保存・活用に携わっている。「総社歴史資料館説明員の会」や「大室古墳の語り部」、「前橋観光ボランティア会」では各地区や文化財の解説ボランティアとして活動している。また、「前橋市郷土芸能連絡協議会」には、各地区的郷土芸能保存団体49団体が加盟している（令和3年（2021）4月現在）。団体間の連携を図り、それぞれの地域での上演のほか、郷土芸能大会を実施するなど、郷土芸能の振興を担っている。郷土芸能大会は昭和48年（1973）より実施し、これまで47回にわたって開催してきた。この他市長部局である文化国際課で実施した「前橋学市民学芸員養成講座」受講生が様々な活動を行っている。本市では、これらの地域の文化財の保存・活用団体との連携体制の構築を図ってきた。引き続き市民団体等との連携・協力体制の充実を図り、官民連携による文化財の保存・活用を推進する。また、団体の活動を後押しするためにも、必要な情報提供を行い、支援策を検討する。

機関・団体名	主な活動内容
総社歴史資料館説明員の会	総社歴史資料館及び地区の案内・解説
総社地区史跡愛存会	地区の案内・解説
大室古墳の語り部	大室古墳群の案内・解説

前橋観光ポランティア会	臨江閣の案内・解説
前橋市郷土芸能連絡協議会	郷土芸能の振興

前橋市郷土芸能連絡協議会加盟団体（令和3年4月時点）

部門	郷土芸能の名称	保存団体名	所在地
神楽	産泰神社太々神楽	同保存会	下大屋
神楽	二宮赤城神社太々神楽	二之宮町無形文化財保存会	二之宮
神楽	片貝神社太々神楽	同保存会	東片貝
神楽	大峯神社太々神楽	同保存会	嶺
神楽	春日神社太々神楽	同保存会	上佐鳥
神楽	植野稻荷神社太々神楽	同保存会	総社植野
神楽	飯玉神社太々御神楽	同保存会	後閑
神楽	総社神社太々神楽	同保存会	元総社
神楽	雷電神社太々神楽	同保存会	上新田
神楽	駒形神社太々神楽	同保存会	駒形
神楽	御靈神社太々神楽	同保存会	柏川女渕
神楽	三夜沢赤城神社太々神楽	同保存会	三夜沢
獅子舞	泉沢の獅子舞	泉沢町郷土芸能保存会（泉沢町自治会）	泉沢
獅子舞	泉沢町長獅子舞	泉沢町郷土芸能保存会	泉沢
獅子舞	上泉の獅子舞	上泉獅子舞保存会	上泉
獅子舞	野良犬獅子舞	清野町野良犬獅子舞保存会	清野
獅子舞	立石諏訪神社の獅子舞	立石諏訪神社獅子舞保存会	総社植野
獅子舞	江田鏡神社の獅子舞	江田町獅子舞保存会	江田
獅子舞	西善の獅子舞	西善獅子舞保存会	西善
獅子舞	日枝神社神楽様（獅子舞）	東善町伝統行事保存会	東善
獅子舞	月田近戸神社獅子舞	月田近戸神社獅子舞保存会	柏川町月田
獅子舞	大前田諏訪神社の獅子舞	大前田諏訪神社獅子舞保存会	大前田
囃子	富田の祇園囃子	富田町郷土芸能保存会	富田
囃子	片貝の祇園囃子	東片貝町祇園囃子保存会	東片貝
囃子	駒形上町祇園囃子	若獅子会	駒形
囃子	青柳の祇園囃子	青柳町郷土芸能保存会	青柳
囃子	六供町おはやし	六供町おはやし保存会	六供
囃子	住吉ばやし	住吉町一丁目おはやし保存会	住吉一
囃子	新前橋祭りばやし	同保存会	新前橋
囃子	大友町祭り囃子	大友町祭り囃子保存会	大友
囃子	上野祇園囃子	上佐鳥町自治会同保存会	上佐鳥
囃子	東善町祭り（山車）囃子	東善町伝統行事保存会	東善
囃子	上州桂会祭り囃子	上州桂会祭り囃子愛好会	東片貝町

古謡	御詠歌 和讃	西光寺和讃会	上佐鳥
古謡	阿弥陀寺町百万遍念佛	阿弥陀寺町伝統行事保存会	元総社
古謡	大友百万遍祭	大友町百万遍保存会	大 友
古謡	稻荷籜節	泉沢町郷土芸能保存会	泉 沢
古謡	伊勢音頭	泉沢町郷土芸能保存会	泉 沢
古謡	前橋鳶木遣り纏振り・梯子乗り	前橋鳶伝統文化保存会「華 粋 会」	東片貝町
古謡	粟島の百万遍	粟島百万遍保存会	総 社
古謡	江田町二十二夜様講	江田町二十二夜様講自治会保存会	江 田
語りもの	下長磯操翁式三番叟	同 保 存 会	下長磯
語りもの	二之宮の式三番叟・雅楽	二之宮町無形文化財保存会	二之宮
語りもの	裸みこし	南町二丁目自治会・水神社氏子会	南 二
語りもの	植野渡御行列	総社町植野自治会	総社 植野
語りもの	江田かつぎ地蔵	江田町子供会育成会	江 田
語りもの	立石の鳥追い	総社町立石子ども会	総社 植野
語りもの	上青梨子盆踊り	上青梨子町盆踊り保存会	上青梨子
語りもの	込皆戸操り人形式三番叟	込皆戸三番叟保存会	柏川町込皆戸

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

「廻橋地区」は昭和 20 年（1945）の前橋空襲で大きな被害を受けたものの、臨江閣（国指定の重要文化財）をはじめ、前橋藩主酒井氏歴代墓地および前橋城車橋門跡（市指定の史跡）、旧安田銀行担保倉庫・群馬県庁本庁舎（登録有形文化財）など、近世～近代を中心とした多くの文化財が残されている。

一方、「総社及び総社山王地区」は古代上野国の政治・文化の中心地域であり、主に古墳時代～古代にかけての本市の歴史を語るうえで欠かすことのできない数多くの文化財が点在する。総社古墳群（遠見山古墳（市指定の史跡）・王山古墳（市指定の史跡・重点区域外）・総社二子山古墳（国指定の史跡）・愛宕山古墳・宝塔山古墳（国指定の史跡）・蛇穴山古墳（国指定の史跡））および山王廃寺跡（国指定の史跡）は、古墳時代から古代にかけての当地区の歴史的な発展過程を物語る重要な史跡である。また、近世総社藩の成立を契機として用水路掘削や城下町整備が進められた結果、世界かんがい施設遺産である天狗岩用水や総社藩主を務めた秋元氏の菩提寺である光巖寺・元景寺などに数多くの文化財が残されている。この他、総社山王地区には「櫻ぐね」を持つ養蚕農家群がまとまっており、当地域特有の景観を形成している。各地区内の指定・登録文化財件数は以下のとおりである。

【廻橋地区】

国指定の文化財 1 件・県指定の文化財 2 件・市指定の文化財 14 件・国登録の文化財 10 件

【総社及び総社山王地区】

国指定の文化財 5 件・県指定の文化財 1 件・市指定の文化財 13 件・国登録の文化財 0 件

各指定文化財については、文化財保護法、群馬県文化財保護条例、前橋市文化財保護条例をはじめ関連法令に基づき保存・管理を行い、引き続き適切な保存管理を進めるとともに、整備・活用を推進する。重要文化財である臨江閣は、これまで保存管理計画を策定しているものの、防災計画等を含めた保存活用計画の策定が必要とされることから、既存の保存管理計画を改定して保存活用計画の策定を行う。また、総社古墳群については、現在史跡の群指定を目指した範囲内容確認調査を実施していることから、古墳群としての史跡指定後保存活用計画の策定を行うこととする。これ以外の指定文化財については、国指定の文化財を中心として順次保存活用計画の策定を推進し、計画に基づき適切な保存管理や活用を促進する。

令和 2 年度（2020）に新たに検出された前橋城大手門は、酒井氏時代に整備されたものと見られ、車橋門（市指定の史跡）とともに近世の前橋を知ることのできる重要な遺構である。精緻に加工された石垣は車橋門のものより大きく、「城の顔」ということのできる規模を誇る。この遺構を確実に保存し、遺構の様相を確認するとともにその価値付けを図る。また、近世前橋を感じることのできる整備方針を検討し、将来的には周辺を含めて公園としての整備を目指す。

未指定の文化財については、これまで実施された悉皆調査のデータを取りまとめるとともに、特に滅失事例の著しい未指定の建造物等について、「未指定文化財建造物等調査計画策定・実施事業」として調査を進め、調査研究などにより新たな価値が見いだされたものについては、所有者との調整の上積極的に指定等の価値付けを検討する。また、総社山王地区の特色ある景観を形成する養蚕住宅群について、世

代交代等に伴う滅失を防ぐことを目的として、保存に対する所有者の意識の醸成するため、登録有形文化財の申請に必要となる建造物の調査等に対する技術的・財政的支援を行うこととする。

無形の民俗文化財については、指定文化財や郷土芸能等を除き調査や記録化が少なく、気付かぬうちに滅失しているものも多いことから、調査や記録化を進める。

- 大手門可視化・出土品活用事業（厩橋地区 令和3年度(2021)～令和6年度(2024)）
- 未指定建造物等調査計画策定・実施事業（厩橋地区 令和5年度(2023)～令和14年度(2032)）
- 歴史的建造物保全支援事業（厩橋地区、総社及び総社山王地区 令和5年度(2023)～）
- 民俗芸能・祭礼行事等支援事業（市内全域 令和6年度(2024)～令和14年度(2032)）
- 文化財保存活用地域計画策定事業（市内全域 令和4年度(2022)～令和8年度(2026)）

（2）文化財の修理・整備に関する具体的な計画

龍海院境内に所在する前橋藩主酒井氏歴代墓地（市指定の重要文化財）は、初代～9代までの150年間前橋藩主を歴任した酒井家代々の墓所である。18基の墓石から成り、周囲には石柵や石扉がめぐらされ、酒井氏の権勢をしのぶことのできる墓地である。経年による劣化から墓石に傾きが生じており、史跡の保存上また安全管理上早急な対応が求められる。所有者と協議の上、保存行為に対し、関係機関や専門家との連携を図りながら技術的・財政的支援を行うとともに、移封した後の藩主も含めた歴代の墓が揃う極めて貴重な史跡であることから、その価値を明らかにすべく各種調査・事務手続きを進める。

未指定を含む無形の民俗文化財については、行事や祭礼等で利用する備品の修繕等に係る、技術的・財政的支援を行う。

登録文化財を含む未指定の建造物は滅失事例も多く、重点地区における歴史的な景観を損ねる恐れがあることから、重点区域内に残る歴史的風致形成建造物の保全に係る修理・修景に対する技術的・財政的支援を行う。

旧国立原蚕種製造所事務棟（県指定の重要文化財）や群馬県医学校、藩営前橋製糸所、波宜亭、生糸改所など、街なかの歴史的風致に由来し、すでに滅失されたものや郊外に移転した歴史的建造物の活用方法について研究し、将来的な移築や復元につなげる。

なお、指定文化財等の修理にあたっては文化財としての価値の維持を第一とし、大規模な修理に当たっては、現地詳細調査および資料調査を実施し、新たな知見に基づく文化財価値の再評価に努めることとする。

また、歴史性を踏まえた文化財の整備においては、過去の調査記録の活用や類例の調査研究による知見を踏まえ、関係機関との連携や専門家の意見聴取を図り、総合的見地から整備を図るものとする。

- 酒井氏歴代墓地整備推進事業（厩橋地区 令和4年度(2022)～令和8年度(2026)）
- 民俗芸能・祭礼行事等支援事業（市内全域 令和6年度(2024)～令和14年度(2032)）
- 歴史的建造物保全支援事業（厩橋地区、総社及び総社山王地区 令和5年度(2023)～）
- 歴史的建造物移築・復元等検討事業（厩橋地区 令和5年度(2023)～令和7年度(2025)）

（3）文化財等の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

文化財の所在や価値を記した標柱や説明板については、引き続き維持・管理を進めるとともに、必要に応じて修理・再整備を行う。また、誘導サインや位置サインの整備を進め、身近に文化財に触れることが

できる環境整備を行う。

本市の文化財の保存・活用を行うための施設として、新たに歴史的拠点を整備して、博物館又は資料館などとして活用することで、近世以降の本市の歴史に触れるこことできる環境を整備するとともに、中心市街地全体の回遊性向上を図る。

さらに、「厩橋地区」では、前橋駅周辺の歴史的な景観を向上させることで、駅前の歴史的情緒を高め、レンガ倉庫やけやき並木に融和する歴史的景観を創出する。また、「総社及び総社山王地区」では、「歴史の宝庫のゲートウェイ」である群馬総社駅西口開設により、歴史的な拠点性を高める。

○ヒストリックランドマーク整備事業（厩橋地区、総社及び総社山王地区 令和6年度(2024)～令和14年度(2032)）

○前橋公園内歴史的拠点創出事業（厩橋地区 令和6年度(2024)～）

○前橋駅周辺歴史的景観向上事業（厩橋地区 令和5年度(2023)～令和6年度(2024)）

○群馬総社駅西口開設事業（総社及び総社山王地区 令和元年度(2019)～）

（4）文化財等の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財の価値が損なわれることがないよう周辺環境の保全を図るため、景観法や都市計画法、本市独自の条例等による規制や制度の活用を図る。特に前橋市景観計画改定事業において歴史的風致の範囲等も考慮した屋外広告物等の新たな基準を検討する。また、「厩橋地区」では、景観誘導ガイドライン策定事業や広瀬川河畔景観形成重点地区拡張事業により周辺環境の保全および歴史的な景観の形成を推進する。

「総社及び総社山王地区」は、近世総社藩により地区内の整備が進められ、寺院や用水路、城下町の街割が残り、総社山王地区には養蚕農家群を形成するなど、近世～近代にかけての歴史的な景観を形成している。この歴史的な街並みを維持・向上させるため、道路の美装化等を実施する。また、総社山王地区に集客施設を設置することにより、地域の歴史的な価値を周知するとともに、地域の魅力を高める事業を実施する。さらに同地区に存在する世界かんがい施設遺産である天狗岩用水の周辺環境の向上に資する活動を行う団体等に対し、支援を行うことで、地区内での一体的な景観の向上を図る。

○前橋市景観計画改定事業（市内全域 令和6年度(2024)～令和8年度(2026)）

○景観誘導ガイドライン策定事業（厩橋地区 令和5年度(2023)～令和8年度(2026)）

○広瀬川河畔景観形成重点地区拡張事業（厩橋地区 令和5年度(2023)～令和6年度(2024)）

○道路美装化・高質化事業（総社及び総社山王地区 令和7年度(2025)～令和13年度(2031)）

○観光受入環境整備事業（総社及び総社山王地区 令和9年度(2027)～令和10年度(2028)）

○天狗岩用水周辺環境向上事業（総社及び総社山王地区 令和5年度(2023)～）

（5）文化財等の防災・防犯に関する具体的な計画

臨江閣は平成27～29年度（2015～2017）にかけて別館の改修工事を実施し、耐震対策工事を施しているものの、本館や茶室の耐震診断は未実施である。また、臨江閣全館に対する放水銃等の消防設備も未整備である。今後保存活用計画の策定を予定しており、この中で施設全体の防災・防犯対策について検討を行うとともに、順次耐震診断を実施する。これらの検討や診断結果をもとに必要となる消防設備の整備や耐震対策工事を実施する。また、管理を委託しているシルバー人材センター職員とともに毎年消防訓練を実施し、災害発生の際に適切な行動が取れるよう周知を図る。

旧本間酒造は平成 26 年（2014）に所有者からの寄附を受けた建造物で、店舗兼主屋および酒造施設からなる。大正期の町屋建築の様子や造り酒屋の工程を今に伝える建造物であり、平成 27 年（2015）に登録有形文化財として登録された。現在は地元自治会に管理を委託し、敷地内の管理・清掃や来訪者への対応を行っている。本施設は、自動火災報知設備や消防設備、耐震診断などが未実施であり、広く公開活用を行うためにはこれらの整備や必要に応じて耐震対策工事等が必須となる。今後保存活用計画の策定を進め、順次防災・防犯設備の設置や耐震対策工事を行う。

両地区内に所在する指定（登録）建造物をはじめ、未指定の歴史的建造物についても、十分な訓練や防災・防犯対策がなされていない事例も見受けられることから、消防部局と連携して文化財防火データを活用した日常的な備えの取り組みを促す。所有者や管理者、消防部局とともに文化財の現状に係る認識の共有化を図り、防災・防犯対策の検討、現況の文化財の記録化を進める。防災・防犯対策の検討や耐震診断を通じ、必要となる防災・防犯設備については、設置や補強工事に係る支援を行っていく。

（6）文化財等の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

本市を訪れた観光客に本市の歴史的な街並みを体感してもらうための仕掛けとして、城下町の街並みを CG により復原し、現代の街並みと重ね合わせて見学することのできるアプリを開発する。また、城跡など復原の難しい遺構などを CG で表示することにより、往時の様子を体感しやすくなる。復原にあたっては、過去の調査記録の活用や類例の調査研究による知見を踏まえるとともに、関係機関との連携や専門家の意見聴取を図るものとする。また、地域住民に向けて本市の歴史を再認識させるための仕掛けとして、「厩橋地区」内の旧町名を記した石碑等のヒストリックランドマークを設置し、当時の通りや街並みなどの情報を発信し、地域の文化財への愛着を醸成する。

本市の文化財情報を積極的に発信するため、引き続き市民学芸員養成事業を推進し、歴史的な観光ガイドとしての活動のみならず、歴史資料の調査ボランティアとして活動を行うことで、地域の文化財の守り手としての役割も期待される。

地区内の文化財の価値を広く周知するため、引き続き各種文化財のチラシやパンフレットの作成や、市ホームページや本市文化財のポータルサイト「前橋フィールドミュージアム」にて、文化財情報の発信など見学者の利便性向上を図る。また、より深く本市の地域の歴史に触れるための入門書として、引き続き前橋学ブックレット発行事業を進め、本市の魅力を広く発信する。

このほか各種イベントや所管施設における企画展などを通じ、身近に文化財に触れることのできる機会を創出し、本市の新たな魅力の普及・啓発に努める。

- 城下町・生糸のまち A R ・ V R プロジェクト（厩橋地区、総社及び総社山王地区 令和 7 年度(2025 ～令和 14 年度(2032))
- ヒストリックランドマーク整備事業（厩橋地区、総社及び総社山王地区 令和 6 年度(2024)～令和 14 年度(2032)）
- 市民学芸員養成事業（市内全域 平成 26 年度(2014)～令和 14 年度(2032)）
- 前橋学ブックレット発行事業（市内全域 平成 26 年度(2014)～令和 14 年度(2032)）

（7）埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内における埋蔵文化財包蔵地は多数に上り、特に総社地区は包蔵地が密集する地域といえる。

これらの範囲で歴史的風致の維持向上に関する事業を実施する場合には、埋蔵文化財の保護を前提として計画するものとする。工事等により遺構を損なう可能性が生じた場合には発掘調査による記録保存を図る。また、開発に伴って未発見の包蔵地が確認された場合にも同様な対応とする。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財等の保存・活用に取り組む団体として、前橋観光ボランティアの会が臨江閣の案内・解説を、総社歴史資料館説明員の会が総社歴史資料館や周辺の文化財の案内・解説を行っている。また、重点区域内所在の郷土芸能保存団体も前橋市郷土芸能連絡協議会に加盟し、郷土芸能の振興を担っている。

行政のみでは十分な各種文化財の保存・活用の推進は難しく、市民団体が主体的に保存・活用に関わることができる体制の構築を検討し、官民連携による歴史的風致の維持向上を推進することとする。

